

●香川県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成29年11月1日	回生病院 通所リハビリテーション事業所 坂出市室町3丁目5番28号	社会医療法人財団 大樹会 坂出市室町3丁目5番28号	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
平成30年6月4日	脳いきいきデイサービス ねんりん学校 善通寺市中村町849番地	医療法人社団 純心会 善通寺市中村町894番地1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護